

仕 様 書

1 件名

(仮称) 港区水辺まちづくり推進計画策定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和10年5月31日まで

3 履行場所

港区役所本庁舎（所在地：港区芝公園一丁目5番25号）

4 目的

本業務は、「(仮称) 港区水辺まちづくり推進計画」の策定に向け、必要となる基礎資料の収集・整理、関連計画や既存施策の把握、検討課題の抽出など、計画検討の土台となる情報を体系的に整理するとともに、会議等における検討が円滑に進むよう、資料作成、論点整理、施策案の比較検討等を行い、計画策定作業を専門的かつ実務的に支援することを目的とする。

5 業務内容

(1) 計画準備

業務の実施に先立ち、調査・検討方法、実施体制、スケジュール等に関する業務実施計画書を作成し、提出すること。

(2) 水辺に関する基礎調査

計画策定に必要な基礎調査として、区内の運河、海及び河川に関するデータの収集及び整理を行う。主な調査項目として以下を想定している。

①データ及び現地調査

- ・水辺の利用実態に関する調査
- ・移動軌跡データ（同一の個体を識別する符号、日時及び位置座標を有し、一定期間の移動軌跡を把握できる人流データをいう。取得範囲は港区全域とし、性別・年代等の属性を含む。）を用いた水辺とまちの回遊性に関する調査
- ・過年度に区内で実施された水辺における事業（社会実験、イベント、広報活動等）の効果及び課題の検証
- ・水辺の土地利用及び周辺施設等に関する現地調査
- ・水辺とまちの接続及びウォーカビリティに関する現地調査
- ・船舶を用いた水上からの現地調査（想定範囲：運河及び古川）（※船舶借上げ費用は、委託費に含む。）

②関連する法制度の調査及び整理

- ・既存法制度の調査
- ・行政の窓口（担当部署）の整理
- ・既存の手続フロー、運用状況等の整理

（３）活動団体及び利用者の意向整理

区内外（近隣区に限る）の運河、海及び河川に関する活動団体・利用者の意向を整理する。

- ①過年度調査結果の把握
- ②会議等における意見聴取に関する支援

（４）先進事例調査

- ①社会的背景の整理
 - ・水辺の利活用促進に関する国や他自治体の動向及び前提となる条件の整理
- ②先進事例調査
 - ・水辺の利活用促進に取り組む他自治体の先進事例調査（利用する法制度・事業スキーム・活動内容・活動の効果等）
 - ・水辺空間の整備・管理・活用における民間事業者との連携に関する先進事例調査

（５）関連計画及び既存施策の整理

国、東京都及び港区の水辺関連施策を整理し、本計画との関係性及び整合を図るべき事項を明らかにすること。

（６）現状分析及び課題整理

（２）～（５）で収集・整理した情報を基に、水辺とまちのつながり、回遊性、水辺環境、舟運、にぎわい・観光、官民連携、維持管理等の観点から現状を分析し、テーマ別及び地域別に課題を整理すること。

（７）計画の基本的な考え方の検討支援

計画の理念、目標、基本方針、施策体系、対象区域及び計画期間等について、比較検討資料を作成し、検討を支援すること。

（８）学識経験者等との意見交換

学識経験者（３人程度）、他自治体及び民間事業者等と意見交換を行う際、会議資料、論点整理資料、議事要旨及び対応方針案を作成し、会議時の説明も含めた会議運営を支援すること（意見交換の実施に必要な諸経費は、委託費に含む。）。

（９）会議等の運営支援（（ ）内は、会議等の想定開催回数）

港区水辺政策経営会議（※１）（４回）、港区水辺政策検討委員会（※２）（４回）、各部会（※３）（４～８回）、港区水辺会議（※４）（想定２回）及びみなと子ども会議（※５）（１回）等について、会議資料、論点整理資料、議事要旨及び対応方針案を作成し、会議時の説明も含めた会議運営を支援すること。

（※１）募集要項P.1 参照

（※２）募集要項P.1 参照

(※3) 水辺に関する分野別に、区関係部署が具体的な課題や施策を検討する会議のこと。

(※4) 区民、地域団体及び事業者等から、水辺の現状や課題、将来像について幅広く意見交換する区が主催する会議のこと。

(※5) 区内在住・在学のおおむね10歳から18歳までの子どもが、子どもに関わる区政について意見交換し、その結果等を区に発表する会議のこと。

(URL: https://wwwl.g-reiki.net/city.minato.tokyo/reiki_honbun/g104RG00003186.html)

(10) 計画素案等の作成支援

計画素案、計画案及び計画の完成版（概要版を含む）の他、発注者が必要とする資料の作成を支援すること。作成に当たり、図表、写真及びイラスト等を活用し、区民に分かりやすい構成とすること。なお、冊子のデザインやレイアウトをあわせて行い、印刷製本用の原稿として納品すること。

(11) パブリックコメントの実施支援

①パブリックコメント資料作成支援

計画素案について、パブリックコメントを実施する際の資料等作成及び印刷を支援する。作成する資料等は、以下のとおりとする。

- ・計画素案
- ・計画素案 概要版
- ・計画素案 説明動画（3～5分間程度）
- ・子ども向け説明資料

②区民説明会運営支援

パブリックコメント実施に当たり発注者が開催する区民説明会（平日1回・休日1回）に関する説明資料作成、配付資料印刷、運営支援及び記録作成を行う。

③意見整理等

提出された意見の整理、計画案への反映に関する検討を支援する。

(12) 打合せ

業務の円滑な遂行のため、発注者との打合せ協議を必要に応じて実施し、受注者が議事録を作成すること。議事録は、議題と結果もしくは課題が端的に分かるよう作成すること。なお、打合せ回数は、初回1回、会議等（上記5（8）及び（9））の前に各1回、成果品納入時1回を基本とするが、必要に応じ適宜実施するものとする。

6 業務実施計画書の提出

受注者は、契約日の翌日から起算して2週間以内に、受注者の業務実施体制、工程、作業方法、連絡体制等を記載した業務実施計画書を提出すること。

7 成果品

受注者は、以下の成果品を令和10年5月31日までに発注者に提出すること。

- (1) 業務報告書、業務完了までの会議資料、議事録及び検討資料等一式のファイル綴じ 2部
- (2) (仮称) 港区水辺まちづくり推進計画(本編及び概要版) 製本版 10部
- (3) 上記(1)及び(2) 成果品の電子データ 2枚

※電子データは、DVD-R又はCD-Rで提出すること。原則、Windows上で稼働するMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft Power Pointを使用してデータを作成すること。併せて各成果品のPDF形式を含む。

※写真は、Windows上で稼働するjpegとし、解像度は3648×2736ピクセルと同等以上とすること。

8 業務実績等の資格要件

本業務を遂行するため、都市計画、水辺まちづくり、河川・港湾、舟運、環境又は観光等に関する計画策定支援業務の実績及び必要な業務実施体制を有すること。

9 著作権の取扱い

この契約の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書及び資料、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

10 支払方法

契約代金は、全ての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

11 受注者の責務等

- (1) 受注者は、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

12 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

13 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

14 担当

港区街づくり支援部水辺整備推進担当

電話：03－3578－2553